

まちづくり施設整備チェックリスト（特定建築物用）

該当事項の適、不適欄に を記入のこと

建築物移動等円滑化基準又は整備基準		適	不適	
1 出入口 移動等円滑化経路 を構成する出入口	幅は 80 cm以上であるか			
	出入口に戸を設ける場合 ・自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に 開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低 差がないか			
2 廊下その他これ に類するもの (1)廊下等 (a)施設	表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げているか			
	階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視 覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために 床面に敷設されるブロックその他これに類するものであ って、点状の突起が設けられているか			
	周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこ と等により容易に識別できるものが敷設されているか			
	(b)経路	経路上に階段又は段を設けていないか		
		幅は、120 cm以上であるか		
		50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けて いるか		
		戸を設ける場合 ・自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に 開閉して通過できる構造となっているか ・その前後に高低差がないか		
	(2)傾斜路 (a)施設	勾配が 1/12 を超え、高さ 16 cmを超える傾斜がある部分 には、手すりを設けているか		
		表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げているか 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きい こと等によりその存在を容易に識別できるものとしてい るか		
		傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚 障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設 しているか		
(b)経路	幅は、階段に代わるものにあっては 120 cm以上、階段に 併設するものにあっては 90 cm以上であるか			
	勾配は、1/12 を超えていないか ただし、高さが 16 cm以下のものにあっては、1/8 を超え ないこと			
	高さが 75 cmを超えるものにあっては、高さ 75 cm以内ご とに踏幅が 150 cm以上の踊場を設けているか			
(3)視覚障害者の ための経路	視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック及び点状 ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その 他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けている か			
	視覚障害者のための経路を構成する敷地内の通路のうち 車路に近接する部分又は段がある部分又は傾斜がある部 分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設し ているか			
3 階段 (その踊場を含	踊場を除き、手すりを設けているか			
	表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げているか			

む)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとしているか		
	段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造としているか		
	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか		
	主たる階段は、回り階段としていないか		
4 昇降機及びその乗降ロビー	かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止することになっているか		
	かご及び昇降路の出入口の幅は、80 cm以上であるか		
	かごの奥行きは、135 cm以上であるか		
	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 cm以上であるか		
	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか		
	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか		
	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		
	経路を構成する昇降機にあつては、4 ~ 及び ・ に定めるものになっているか		
	・かごの幅は、140cm 以上であるか		
	・かごは、車いすの転回に支障がない構造となっているか		
5 便所	主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーは 4 ~ に定めるものになっているか		
	・かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか		
	・かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造となっているか		
	・かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか		
6 駐車場 (1) 施設 (1以上の区画)	便所内に、車いす使用者用便房を1以上(男子用と女子用の区別があるときはそれぞれ1以上)設けているか		
	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けているか		
	男子用小便器に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下)等を1以上設けているか		
(2) 敷地内の通路	幅は、350 cm以上であるか		
	経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか		
	表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げているか		
	段がある部分は、手すりを設けること及び踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとしているか		
	段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造としているか		

(3) 経路を構成する敷地内の通路	傾斜路は、勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか ・前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとしているか		
	幅は 120 cm 以上であるか		
	50m 以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けているか		
	戸を設ける場合 ・自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか		
	傾斜路 ・幅は、段に代わるものにあつては 120 cm 以上、段に併設するものにあつては 90 cm 以上であるか ・勾配は、1/12 を超えていないか ただし、高さが 16 cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと ・高さが 75 cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る）にあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場を設けているか		
7 敷地内の通路 (1以上の通路) (1) 施設	表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げているか		
	段がある部分 ・手すりを設けているか ・踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとなっているか ・段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造としているか		
	傾斜路 ・勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか		
	・前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとしているか		
(2) 経路	幅は、120 cm 以上であるか		
	50m 以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けているか		
	戸を設ける場合 ・自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか		
	傾斜路 ・幅は、段に代わるものにあつては 120 cm 以上、段に併設するものにあつては 90 cm 以上であるか ・勾配は、1/12 を超えていないか ただし、高さが 16 cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと ・高さが 75 cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る）にあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場を設けているか		